

松本市告示第203号

松本市環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

松本市長 臥雲 義尚

松本市環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な農業の普及促進を図る者が行う有機質肥料、堆肥又は緑肥を用いた土づくりの取組み等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者

イ 農業経営基盤強化促進法の規定による青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に定める要件を満たし、農地に関する権利の取得が可能な農地所有適格法人

(2) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事務所若しくは本店を置く法人であること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
有機質肥料・堆肥の購入費用	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第17条第1項の規定による生産業者保証票又は輸入業者保証票が付された普通肥料のうち、有機質肥料に分類されるもの又は農林水産物のJA	補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は、5万円とする。ただし、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低

	Sに関する資材情報が掲載されているものの購入費 (2) 農林水産大臣が指定した特殊肥料のうち堆肥に分類されるもの、混合特殊肥料、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、汚泥肥料及び菌体りん酸肥料のうち、化学肥料分の含有量が明らかであるものの購入費	減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者（以下「みどり認定取得者」という。）に係る補助限度額は、10万円とする。
緑肥種子の購入費用	長野県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に規定する緑肥作物等の購入費	
土壌診断に要する費用	補助対象者が所有又は管理する農地の土壌診断に係る経費	

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 対象経費及びその内訳が確認できる書類（領収書の写し、請求書及び通帳の写し等）
- (2) 購入した有機質肥料、堆肥又は緑肥の成分が確認できる書類（カタログ、生産業者保証票等）
- (3) 環境負荷低減事業活動実施計画認定書（みどり認定取得者の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金の交付申請は、同一年度内に1申請者1回限りとする。

（交付決定及び額の確定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び補助金額の確定をし、環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者

に通知するものとする。

（調査等）

第6条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、第5条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定又は補助金額の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。

(3) この補助金を受けた堆肥等を譲渡し、又は転売したとき。

(4) その他市長が不適當と認める行為があったとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者 住所
氏名
電話

下記のとおり、環境負荷低減・土づくり推進事業の取組みを実施したので環境負荷低減・土づくり推進事業補助金を申請し、併せて実績を報告します。

記

1 申請内容

	事業内容	事業費	交付申請額 (事業費×2/3)
対象経費	(1) 有機質肥料・堆肥購入費	円	
	(2) 緑肥種子購入費	円	
	(3) 土壌診断費用	円	
	合計金額	円	円 ※ 100 円未満切捨て
同意事項	☐ 私は、環境負荷低減・土づくり推進事業補助金の申請に当たり、市が当該申請に係る審査に必要な範囲で、市税に関する公簿、住民基本台帳等を閲覧し、又は調査することに同意します。		
	☐ 私は、補助金の交付後に、交付要件等を満たしていないことが判明した場合や不正等が発覚した場合は、補助金の返還を行います。		

2 添付書類

- (1) 対象経費及びその内訳が確認できる書類（領収書の写し、請求書及び通帳の写し等）
- (2) 購入した有機質肥料、堆肥又は緑肥の成分が確認できる書類（カタログ、生産業者保証票等）
- (3) 環境負荷低減事業活動実施計画認定書（みどり認定取得者の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

環境負荷低減・土づくり推進事業補助金交付決定兼確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請があった環境負荷低減・土づくり推進事業補助金について、下記のとおり交付を決定し、及び補助金の額を確定します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定及び確定額 | 円 |